

年 月 日

校区外就学・区域外就学申立書（兼）誓約書

北栄町教育委員会 様

下記児童・生徒の就学について、北栄町立小・中学校への校区外就学・区域外就学を申し立てます。
申立にあたり、次のことについて同意・誓約します。

1. 校区外就学・区域外就学が許可された場合、登下校時の安全確保は保護者で責任を負います。
また、学校の学則等を遵守します。
2. 申請事由が消滅した場合及び許可期間が満了した場合、ただちに児童・生徒を指定学校へ転校させます。
3. 申立書の内容が事実と異なる場合は、申立を取り下げます。
4. 必要に応じて、北栄町教育委員会が世帯構成についての確認をすることに同意します。

住 所 _____

保護者名 _____ 印

電話番号 _____

住 所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ ※記入不要 <input type="checkbox"/> (異なる場合)		
ふりがな 氏 名 生年月日 (学 年)			年 月 日生 (小・中 学年)
			年 月 日生 (小・中 学年)
指 定 学 校	立 学 校	就学希望校	立 学 校
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
申 立 理 由 ※当てはまる 番号に丸。 ※理由1・6 以外は、添付 書類が必要。 (裏面参照)	1. 学年中途の転居のため	5. 地理的事情のため	
	2. <u>小学生</u> の保護者が仕事のため下校後にいない状況 にあつて、児童を預かる者の住所地の学校／保護 者の勤務地の学校へ通うため	6. 兄弟姉妹関係のため	7. 地震等の自然災害のため
	3. 住宅の新築・改築等の一時的な移転のため	8. 事情により住所異動ができないため	9. いじめや不登校等のため
	4. 児童生徒の心身の事情により、指定学校へ の就学が困難なため	10. 指定校に希望する部活動がないため	
(申立理由を詳しくご記入ください)			

北栄町立小学校及び中学校の校区外就学・区域外就学許可基準

認定要件	許可基準	添付書類等
(1) 学年中途に転居する場合	最終学年に在籍している児童生徒が、学年途中で転居・転出する場合、学年末までの現籍校就学を許可。	なし
	最終学年以外に在籍している児童生徒が、学年途中で転居・転出する場合、学期末までの現籍校就学を許可。	なし
(2) 小学生の保護者がともに仕事に従事し、児童の下校後に保護者がいない事情にある者で、一定の条件による場合	児童の帰宅後、面倒を見るものがない場合で、児童を預かる者の住所地の学校への就学を許可。	①保護者の在職証明書 ※自営業の場合は、開業届、営業許可書、営業を確認できる確定申告書の写しのうち1点 ②保護者・預かる者念書
	自営業等で店舗等の方が、生活の本拠地となっている場合に、その店舗等の住所地の学校への就学を許可。	①本拠地となっている店舗所在地と、業をおこなっていることを証明できるもの（営業許可書の写し等） ②保護者の在職証明書
(3) 住宅の新築・改築等で、6ヶ月以内に新住所又は元の住所への移転が確実であり、新住所又は元の住所による学校への就学を希望する場合	学年途中での転居・転入が確実な場合、転居・転入予定の学校へ先に就学を許可。	①転居・転入先の住所、引渡日（入居日）、契約日等が公的に証明できる書類の写し（賃貸借契約書、家屋建築契約書等）
	住民票のみ先に異動する場合で、住宅完成後の転校が確実な場合、住宅完成時まで現籍校の就学を許可。	同上
	住宅の改築等で、一時的に住所を異動し、住宅改築後、元の住所に戻ることが確実な場合、引き続き現籍校への就学を許可。	同上
(4) 児童生徒の心身の事情により、指定学校への就学が困難であり、その事情に即応した他の学校への就学を希望する場合	児童生徒の心身の事情により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	①（あれば）医師の診断書 ②関係する学校長の意見書 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
(5) 地理的事由による場合	通学路等の地理的面や隣接学校との距離等を考慮し、指定された学校への通学が著しく不条理な場合、教育委員会が適当と認める学校への就学を許可。	自宅と指定学校と申立学校の位置関係、通学経路や通学手段のわかるもの
(6) 兄弟姉妹関係による場合	兄弟姉妹がいる場合、より長期間の校区外就学・区域外就学をする者の許可期間にあわせて、同じ学校への就学を許可。	なし
(7) 地震等の自然災害による場合	災害復旧後、元の住所に戻ることが確実な場合、教育委員会が適当と認める学校への就学を許可。	罹災証明書
(8) 住民票の異動届ができない場合	債権者からの避難等、やむをえず住民票の異動ができない場合、居所の学校への就学を許可。	居住地を確認できるもの（賃貸借契約書、居所の公共料金請求書、居所あてに届いた郵便物等）
(9) いじめや不登校等による場合	いじめや不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	関係する学校長の意見書 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
(10) 部活動の有無による場合	転入・転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、申立学校の当該部活動に入部することを前提として、申立学校の就学を許可。	継続的に部活動を行っていたことを証明する書類 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）